

「Connected Industries 推進のための
協調領域データ共有・AI システム開発促進事業」に係る
2020 年度公募

公募要領

【ご注意】

本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での提案書の作成、および、提案様式を e-Rad 上にアップロードすることにより、行われます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。※e-Rad による登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。所属機関の登録手続きに日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

2020 年 6 月 12 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

IoT 推進部

「Connected Industries 推進のための
協調領域データ共有・AI システム開発促進事業」に係る 2020 年度公募について
(2020 年 6 月 12 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」）は、「Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業」における「ケース A：業界横断型 AI システムの開発（研究開発項目①）」、「ケース B：業界共用データ基盤の開発（研究開発項目②）」及び「ケース C：業界横断型 AI システムと業界共用データ基盤の連携開発（研究開発項目①及び②）」を課題設定型の助成事業として実施します。研究開発を行う事業者を民間企業等から以下の要領で募集しますので、本要領に従いご応募願います。

1. 件名

「Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業」

2. 事業概要

(1) 背景

我が国は、企業の優れた「技術力」や大学等の「研究開発力」、高い教育水準の「人材」、ものづくり等の「現場」から得られる豊富な「リアルデータ」等の点で恵まれた状況にありますが、このような強みを経済・社会システムの革新や新ビジネスの創出にスピード感を持って活用できているとはいえない状況にあります。一方、人口減少や少子高齢化等、様々な社会課題に直面する「課題先進国」として、現場の豊富なリアルデータを活用し、課題解決につなげていくことも喫緊の課題となっています。

そのため、経済産業省は Society5.0 の実現に向けて、多様な人、機械、技術が国境を越えてつながり、新たな付加価値を創出し、社会課題を解決していく産業の在り方として「Connected Industries」のコンセプトを掲げ、重点 5 分野（自動走行・モビリティサービス、ものづくり・ロボティクス、バイオ・素材、プラント・インフラ保安、スマートライフ）を中心に、取組の加速化と政策資源の集中投入を図り、横断的な政策の推進と、リアルデータを巡るグローバル競争の中で我が国の勝ち筋を実現するとしています。

Connected Industries の推進に当たっては、大企業や中堅企業等が所有するデータとスタートアップがもつ AI 等の革新的技術を活用することにより課題解決を実現できれば、社会をより良く変えることに加えて、新たな価値創造を果たす可能性があります。また、社会的なニーズが高い分野では、AI 等の新技術をスピーディに社会に取り込むことができるため、諸外国と比較して、その開発・普及において優位な立ち位置にあります。他国よりも早くソリューションを創出することができれば、グローバルな展開も期待できます。

（注）ここで言うスタートアップとは、付加価値の高いミッション性を有し、大企業では容易に追従し得ない独創的かつ革新的な技術やビジネスモデルを世界に提供することを目指しており、戦略的な事業計画により短期間で急激な成長が期待できる中小・中堅企業を意味しています。

(2) 目的

本プロジェクトでは、Connected Industries 重点 5 分野を中心に、海外や他分野に横展開可能であり、スタートアップ等の新規プレーヤーにとっても参入が容易な、開放的なデータエコシステムの構築に資する業界横断型 AI システムの開発と業界共用データ基盤の開発を行います。これらの開発を通じて、データプラットフォーム上で流通するデータが AI システムにより利活用され、データプラットフォームの付加価値や魅力が高まり、更に多くのデータがプラットフォーム上で流通するという、AI・データエコシステムの成功事例を創出し、国内企業にとどまらない幅広いデータ連携による

価値の創出を促進します。

(3) 事業内容

本事業は、下記の研究開発項目（いずれも助成事業として実施）により構成されます。本公募要領は、ケース A、ケース B 及びケース C を対象としたものです。応募に際し、ケース A、ケース B 及びケース C の複数提案を可としますが、交付決定は単一の提案のみとします。

- ・ケース A：業界横断型 AI システムの開発
- ・ケース B：業界共用データ基盤の開発
- ・ケース C：業界横断型 AI システムと業界共用データ基盤の連携開発

ケース A：業界横断型 AI システムの開発

Connected Industries 重点 5 分野を中心に、SaaS(Software as a Service)型のような複数社が利用可能な業界横断型 AI システムの開発を行います。開発にあたっては、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を提供することが可能であり、かつ、短期間での急成長が期待できるソリューションを目指します。

助成事業開始当初から複数社と連携した開発や SaaS 型での AI システム開発を実施することが望ましいですが、難しい場合には、段階的な開発も可とします。この場合、前半は特定の一社と連携した開発も可としますが、後半以降は、原則として複数社が利用可能な SaaS 型 AI システムの開発段階へ移行するものとします。

開発がある程度まとまって進捗した時点で段階的にユーザーからの評価を受け、開発計画へ反映させることを目的として、ユーザビリティ評価の実施を実施計画に定めるものとします。

研究開発項目①では、助成事業期間終了後に、開発した AI システムの海外ビジネス展開を目指すこととし、助成事業期間中も海外展開に向けた活動を行うことを推奨します。

なお、助成先は AI 技術を有する中小・中堅企業でありスタートアップと認められる者としてします。

ケース B：業界共用データ基盤の開発

Connected Industries 重点 5 分野における国内外のプラットフォーム構築やプラットフォーム間の連携をするための業界共用データ基盤の開発を行います。開発にあたっては、リアルタイム性、ブロックチェーンの活用等、技術的に高度な仕組みを追求します。また、データの標準化や互換性向上に向けた取組を行い、種々のデータを保有する複数企業間でのデータ収集や利活用に向けたプラットフォームの構築を目指します。

実施にあたっては、競合他社を含む分野横断的、又は諸外国と連携したプラットフォームの構築を追求するものとします。

開発がある程度まとまって進捗した時点で段階的にユーザーからの評価を受け、開発計画へ反映させることを目的として、ユーザビリティ評価の実施を実施計画に定めるものとします。

研究開発項目②では、助成事業期間終了後速やかに、開発した業界共用データ基盤の社会実装を目指すこととし、助成事業期間中も社会実装に向けた活動を行うことを推奨します。

なお、大企業・中堅企業・中小企業のいずれも助成対象となり得ます。ただし、体制により補助率が変わる場合がありますので、(6)事業スキーム図及び 3. 応募要件、(4) 補助率と助成金の額をご確認ください。

ケース C：業界横断型 AI システムと業界共用データ基盤の連携開発

業界横断型 AI システムと業界共用データ基盤の連携による、AI・データエコシステムの創出を目的とし、業界横断型 AI システム及び業界共用データ基盤開発を行います。開発にあたり求める内容は、ケース A 及びケース B に記載されているとおりとします。

開発がある程度まとまって進捗した時点で段階的にユーザーからの評価を受け、開発計画へ反映させることを目的として、ユーザビリティ評価の実施を実施計画に定めるものとします。

なお、業界横断型 AI システムの開発と業界共用データ基盤の開発のいずれも、大企業・中堅企業・中小企業が助成対象となり得ます。ただし、体制により補助率が変わる場合がありますので、(6) 事業スキーム図及び 3. 応募要件、(4) 補助率と助成金の額をご確認ください。

(4) 事業期間

事業期間は 2020 年 10 月以降から 1 年以上、最長 2022 年 2 月までの 1 年 5 か月以内とします。

(5) 事業規模

2020 年度新規採択予算：3.7 億円以内

1 件あたりの助成金の限度額は、以下を予定しています。

「ケース A」および「ケース B」：2020 年度 5,000 万円以内、2021 年度 1 億円以内

「ケース C」：2020 年度 1.5 億円以内、2021 年度 3 億円以内

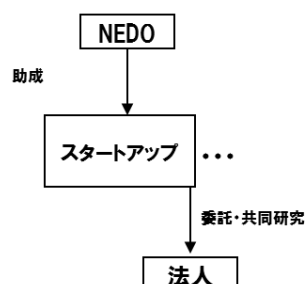
予算の範囲内で採択します。

なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

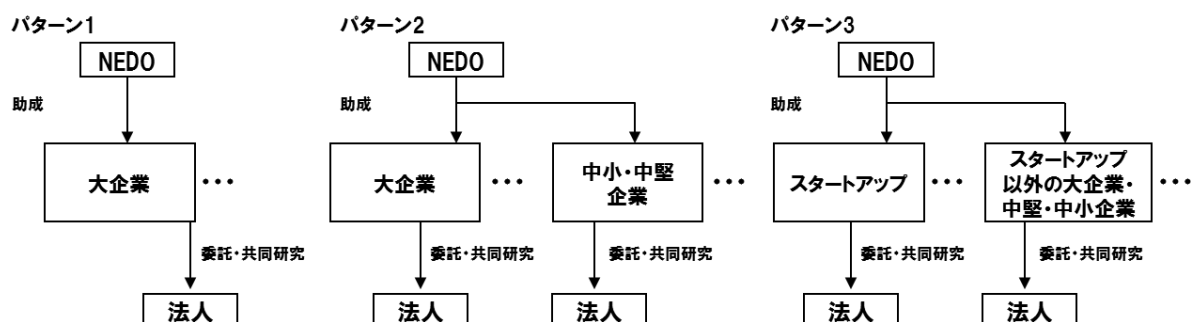
ただし、採択審査段階または事業実施段階において、外部有識者の審査をもって、上限を超えて必要とする理由が認められる場合は、必要額を十分に精査したうえで予算を認めるものとします。

(6) 事業スキーム図

ケースA



ケースB,C



※ケース A の助成先は AI 技術とその事業化能力を有する中小・中堅企業でありスタートアップと認められる者とします。また、ケース B、C では、助成先に中小・中堅企業でありスタートアップと認められる者が含まれる体制（パターン 3）と含まれない体制（パターン 1、パターン 2）のどちらも可能です。なお、ケース B、C においても業界横断型 AI システムの開発を担う法人は、AI 技術とその事業化能力を有することとします。体制による補助率の違いは、3. 応募要件、(4) 補助率と助成金の額を参照のこと。

(注) ここで言うスタートアップとは、付加価値の高いミッション性を有し、大企業では容易に追従し

得ない独創的かつ革新的な技術やビジネスモデルを世界に提供することを目指しており、戦略的な事業計画により短期間で急激な成長が期待できる法人を意味しています。

(注) ケース B、ケース C のパターン 3 の体制は、直接の助成先に中小・中堅企業でありスタートアップと認められる者が含まれている必要があります。パターン 3 では、事業全体の補助率は 2/3 となります（つまり、直接の助成先である大企業も補助率は 2/3 となります）。ただし、外部有識者の審査において、直接助成先の中小・中堅企業にスタートアップ性が認められない、又は、開発における主要な役割を担っていないと判断された場合は、パターン 2 となります。

(7) 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」（以下「交付規程」）に沿って実施します。

3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（交付規程第 5 条）、「基本計画」及び「2020 年度実施方針」を満たす、単独あるいは複数で助成を希望する、原則本邦の企業、大学等の研究機関（原則、本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別の研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができます）とします。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。
- vii. ケース A は、中小企業*または中堅企業**でありスタートアップと認められる者が助成事業者であること。また、以下のように本助成事業の遂行に十分なデータの確保が可能であること。
 - ア) 助成事業者が、大企業***や中堅企業等から提供されるリアルデータを活用する場合
 - イ) 国内外のオープン／パブリックデータを活用する場合
 - ウ) シミュレーター上で学習用のデータを確保する場合
- viii. ケース A とケース C における、業界横断型 AI システム開発を実施する助成事業者は、機械学習や深層学習等の先端的な AI 技術とその事業化能力を有すること。
- ix. ケース B とケース C において、実施体制に事業化能力を有する助成事業者を含むこと。

*中小企業とは以下の（ア）（イ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ大企業***からの出資比率が一定比率を超えないもの（注 1）をいいます。

**中堅企業とは以下の（ウ）に該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を

超えないもの（注1）をいいます。

***大企業とは（ア）から（ウ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1.のほか、産業技術力強化法施行令第6条第三号に規定する事業協同組合等

（ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注2）が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

（注1）次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業

（注2）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

（2）助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 「Connected Industries」に示される5分野である「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」及び「スマートライフ」のいずれかに関連する事業であること。

- ii. 助成対象事業が、本公募要領において定められている背景・目的を踏まえた、ケース A、B 及び C のいずれかの開発事業であること。
- iii. 助成事業終了後直ちに事業化を目指す上での開発計画、投資計画、事業化能力の説明を提示できること。
- iv. 当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に報告できること。
- v. 助成事業の事務処理については、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第 6 条に示すとおりです。詳細は、[交付規程最終ページ別記の表](#)をご確認ください。

- I. 機械装置等費
- II. 労務費
- III. その他経費（消耗品費、旅費、外注費、諸経費）
- IV. 委託費・共同研究費

助成事業者が事業内容の一部を委託又は共同研究を行う場合には、あらかじめ交付申請書への記載が必要です。委託及び共同研究の助成対象費用額は原則として助成対象費用の総額の 50% 未満です。

- ・ 学術機関等への共同研究費の定額助成（100%助成）

本助成事業では、助成事業者が国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関（以下「学術機関等」）と共同研究を実施する場合には、交付規程第 6 条第 2 項に基づき、学術機関等への共同研究費を定額助成します。学術機関等が助成事業者（申請者）となる場合や、助成事業者（申請者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんのでご注意ください。

(4) 補助率と助成金の額

補助率は、以下の表のとおり、ケース及びパターンによって異なります。なお、1 件あたりの助成金の限度額は、以下を予定しています。

「ケース A」および「ケース B」：2020 年度 5,000 万円以内、2021 年度 1 億円以内

「ケース C」：2020 年度 1.5 億円以内、2021 年度 3 億円以内

ただし、採択審査段階または事業実施段階において、外部有識者の審査をもって、上限を超えて必要とする理由が認められる場合は、必要額を十分に精査したうえで予算を認めるものとします。

	ケース A	ケース B、ケース C		
	—	パターン 1	パターン 2	パターン 3
助成先	スタートアップ 単独または複数	大企業 単独または 複数	大企業と 中小・中堅企業 (それぞれ単独 または複数)	スタートアップ とスタートアッ プ以外の大企 業・中堅・中小 企業 (それぞれ単独 または複数)
補助率	2/3	1/2	大企業 1/2、 中小・中堅： 2/3	事業全体 2/3

(注) ケース B、ケース C のパターン 3 の体制は、直接の助成先に中小・中堅企業でありスタートア

ップと認められる者が含まれている必要があります。パターン 3 では、事業全体の補助率は 2/3 となります（つまり、直接の助成先である大企業も補助率は 2/3）。ただし、外部有識者の審査において、直接助成先の中小・中堅企業にスタートアップ性が認められない、又は、開発における主要な役割を担っていないと判断された場合は、パターン 2 となります。

4. 応募期限

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で以下の応募期限まで受け付けます。応募者は事前に e-Rad へ登録の上、応募を行ってください。複数法人での連名提案の場合は、代表する 1 つの法人が登録を行ってください。

応募期限：2020 年 7 月 13 日（月）12 時

公募期間：2020 年 6 月 12 日（金）から 2020 年 7 月 13 日（月）

期限までに応募されなかった場合、いかなる理由であろうとも無効とします。また、入力内容や提案書類に不備等がある場合は審査対象となりません。本公募要領を熟読の上、注意して記入してください（提案書類のフォーマットは変更しないでください）。

5. 応募方法

助成金を希望する事業者は、e-Rad にログインいただき、本事業の応募ページに必要な事項を入力することで提案書を作成し、下記の提案様式についても、アップロードを行ってください。ファイルサイズがアップロードサイズの上限に達して e-Rad にアップロードできない場合はメールにてお知らせ下さい e-Rad で作成した提案書と、アップロードいただく提案様式を組み合わせたものを、提案書類一式とします。

e-Rad 公募ページ：<https://www.e-rad.go.jp/>

公募名：業界横断型 AI システムの開発（2020 年度公募）

公募名：業界共用データ基盤の開発（2020 年度公募）

公募名：業界横断型 AI システムと業界共用データ基盤の連携開発（2020 年度公募）

(1) 提案様式

以下の提案様式等の関係書類は、NEDO ウェブサイトの本公募ページからダウンロードすることができます。本公募ページ：https://www.nedo.go.jp/koubo/IT2_100161.html

A) 提案時

- ・提案書（e-Rad にて作成および申請）
- ・提案様式【Zip】（e-Rad 上にアップロード）
 - ・チェックリスト（PDF ファイル）
 - ・ビジネスモデルキャンバス（PDF ファイル）
 - ・助成事業実施計画書（PDF ファイル）
 - ・応募体制図（PDF ファイル）
 - ・提案者一覧表（Excel ファイル）
 - ・利害関係の確認について（PDF ファイル）
 - ・主任研究者研究経歴書（PDF ファイル）
 - ・若手研究者（40 歳以下）及び女性研究者数の記入について（PDF ファイル）
 - ・NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票（企業のみ）（PDF ファイル）
 - ・財務データ入力フォーム（Excel ファイル）
 - ・会社案内等、会社概要をまとめた資料（PDF ファイル）
 - ・貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書等の直近 3 年分の経営状況を示す書類（PDF ファイル）

提案時の段階で、2次審査のプレゼンテーション資料を参考資料として提出いただくことも可能です。また、提出いただいたプレゼンテーション資料は、2次審査の段階で加筆・修正等を行うことも可能です。

B) 2次審査前

- ・プレゼンテーション資料 (PowerPoint ファイル)
- ・積算用総括表 (Excel ファイル)

(注) プレゼンテーション資料及び積算用総括表は、2次審査の案内から1週間以内に提出していただく可能性がありますので、資料の内容についてはあらかじめ検討しておく必要があります。

C) 採択決定後 (交付申請時)

- ・助成金交付申請書

(2) 応募に関する注意

- ① 応募者は必ず事前に e-Rad の登録を行ってください。
- ② 提案書類一式は日本語で作成してください。また、審査は日本語で行います。
- ③ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料も添付ください。
- ④ 提案様式として提出された資料は返却いたしません。

6. 秘密の保持

- ・NEDO は、提出された提案書類一式について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案内容の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を提案書類一式に明示願います。NEDO はその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案様式に含まれる「主任研究者研究経歴書」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- ・e-Rad に登録された各情報 (プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間) 及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) 第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 助成先の選定について

(1) 審査の方法について

- 審査は外部有識者による書面審査 (1 次審査)、外部有識者で構成される採択審査委員会による 2 次審査と NEDO 内に設置する契約・助成審査委員会による審査の 3 段階で行います。
- 必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。
- 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。
- 書面審査 (1 次審査) では提案書類一式の内容について、採択審査委員会 (2 次審査) ではプレゼンテーション*¹を行っていただき、その内容について、下記の「採択審査の基準」に基づいた

審査を行い、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
また、審査では、必要に応じてNEDOが経営的観点についての面談^{※2}を行います。

※1 プレゼンテーション

採択審査委員会（2次審査）では、提案内容についてNEDOが指定するWeb会議システム上でプレゼンテーションを行っていただき、その内容を踏まえて審査を行います。

2次審査の案内から1週間以内にプレゼンテーション資料の提出を依頼する可能性がありますので、資料の内容についてはあらかじめ検討しておく必要があります。

プレゼンテーション資料には、以下の内容を含むものとし、提案様式等の関係書類としてお示ししている様式に従い、作成してください。なお、プレゼンテーション資料に対する補足説明が必要な場合は、PowerPointのノート機能を使い、テキストによる説明を行ってください。
(プレゼンテーション内容)

事業計画 【ビジネスプランの説明】

- ・ エグゼクティブサマリー（ビジネスプランの要点）
- ・ エグゼクティブサマリーの詳細
 - ・ 事業立ち上げの経緯
 - ・ 市場及び共創・競合の分析
 - ・ ビジネスモデル
 - ・ 立ち上げ計画

研究開発計画 【事業計画を実現するためにNEDO事業で実施する研究開発内容の説明】

- ・ 開発計画
- ・ 達成目標・水準・指標の設定
- ・ 開発終了後の3年分売上計画

※2 経営的観点についての面談

NEDOが1次審査後に個別に連絡する法人については、応募時に提出していただく直近の3年分の経営状況を示す書類等に基づき、財務情報を評価し、さらに本助成事業での実施内容に対して発生する経費の内容を確認します。経費の内容は、2次審査の案内から約1週間後に提出していただく「積算用総括表」を用いて審査します。積算用総括表には、具体的に抽出した実施事項に対して積みあげた経費とそのうち外注する経費についての情報を記入していただきます。

さらに、その他の補助金等の重複受給を避けるために、その他の補助金制度の受給又は受給予定の状況を面談で確認します。

面談は、必要に応じて行いますが、その方法については、対象となる法人に個別に連絡します。

- ケースCパターン3の提案において、審査の途中段階で、直接助成先の中小・中堅企業にスタートアップ性が認められない、又は、当該中小・中堅企業が開発における主要な役割を担っていないと判断された場合は、パターン2としての審査を受けることになります。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、下記の「助成金の交付先に関する選考基準」等に基づき、最終的に実施者を決定します。なお、採択の条件として、実施内容や助成対象経費の変更等が付される場合があります。また、付された条件に助成事業の遂行が困難である場合は申請を取り下げることができます。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

i. 事業者評価

- ・技術的能力（リアルタイム処理、ブロックチェーン等 先進技術への取組）
- ・助成事業を遂行する経験・ノウハウ
- ・財務能力（経理的基礎）
- ・経理等事務管理／処理能力

ii. 事業化評価（実用化評価）

- ・新規性（新規な開発又は事業への取組）
- ・市場創出効果、市場規模
- ・社会的目標達成への有効性（社会目標達成評価）・・・Connected Industries 政策や重点分野としての整合性、データ共有認定制度(生産性向上特措法)での認定を目指す取組、新型コロナウイルス禍によって変容する社会的・市場ニーズに対応した事業・技術

iii. 企業化能力評価

- ・実現性（企業化計画）
- ・目指す規模と期間
- ・生産資源の確保
- ・販路の確保（グローバル性）

iv. 技術評価

- ・技術レベルと助成事業の目標達成の可能性
- ・基となる研究開発の有無
- ・保有特許等による優位性
- ・技術の展開性
- ・製品化の実現性

v. スタートアップ性評価

- ・ミッション性
- ・独創性
- ・急成長志向
- ・技術力

以上4つのスタートアップ性評価の項目のうち1つの項目で評価された場合、当該中小・中堅企業をスタートアップであると判定するとともに、加点されます。また、2つ以上の項目で評価された場合は、更に加点されます。

vi. その他加点評価

- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況による加点評価

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針※」に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点されます。

また、若手研究者(40歳以下)の参画が予定され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合は加点されます。

- ・提案者が「J-Startup 企業」として選出されている場合やIoT推進ラボセレクションのファイナリストである場合は、加点されます。

※平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価す

ることを定めたもの。

(参考) 企業化の定義

本事業でいう企業化とは、本事業で得られた成果（新製品、新技術等）を活用し、他へ販売すること及び手数料収入等を得ることを目的に事業実施年度以降も継続的に取り組むことをいいます。

b. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとします。

i. 助成金交付申請書又は申請書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。

ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO が指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 交付先の通知及び公表

- ・採択された事業については、NEDO から提案者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2020 年 9 月上旬を予定しています。
- ・採択された事業者には、実施計画書等を含む交付申請書を作成いただきます。交付申請書の受理後、NEDO 内の所定の決裁手続きを経て、交付決定を行います。
- ・交付決定後、提案者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要を NEDO のウェブサイト公表します。また、採択審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択決定後に NEDO のウェブサイト公表します。
- ・交付決定時に必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) 事業開始

助成事業は、交付決定通知に記載された事業開始日以降に開始することができます。事業開始日以前の経費は助成対象として計上できません。

(5) スケジュール

2020 年

公募期間：2020 年 6 月 12 日～7 月 13 日

審査期間：2020 年 7 月中旬～8 月下旬

採択決定：2020 年 9 月上旬

交付決定(事業開始)：10 月以降

公表：交付決定後、随時

8. 留意事項

(1) 研究開発計画の変更について

計画変更に伴い、外部有識者による評価（審査委員会等）を行う場合があります。その結果、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。（交付規程第16条）

(5) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。

(6) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。

(7) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を記載していただきます。詳細は別添1を御覧ください。

(8) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、本公募要領に添付する参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

(9) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。
本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(10) 本事業で得られた成果の発表の取扱いについて

本事業では、交付規程第 9 条第 1 項二十一号及び第 23 条第 2 項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に NEDO に報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の 3 週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるもの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDO からの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容について NEDO と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が NEDO 事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDO の了解を得て NEDO のシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(11) 交付決定の取消し

応募内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取消し、助成金の返還を求めることがあります。

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(13) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
- 国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
- なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口
- NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131 FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：[研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口](#)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(14) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規の交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳

未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。なお、交付決定後、大学又は国立研究開発法人等は、交付申請書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(15) 博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）は、NEDOが交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(16) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(17) AI・データの利用に関する契約ガイドライン

本事業では、共同開発等にあたっては、当該ガイドラインに示す留意事項に配慮した上で、契約条項例を参考とし契約を行うものとします。

- ・ 経済産業省：AI・データの利用に関する契約ガイドライン
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200330001/20200330001.html>

(18) 助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100897861.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

9. 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、説明会は中止します。公募説明会で説明予定だった、当該助成事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等に関する資料を後日掲載します。

10. 問い合わせ先

応募に関する質問等は、電子メールで受け付けます。なお、公募締切前日及び当日にご質問いただいた場合は、公募締切時間までにお答えすることができない可能性もございますので、なるべくお早めに質問をお願いいたします。なお、公募締切後の審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

問い合わせ先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）IoT 推進部公募担当
メールアドレス：cip@ml.nedo.go.jp

11. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

12. その他

NEDO 公式 Twitter (https://twitter.com/nedo_info) をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 Twitter にて確認できます。ぜひフォローいただき、御活用ください。

(参考資料1)

追跡調査・評価の概要

本資料では、NEDO で実施している追跡調査・評価の概要を記載しています。NEDO では、NEDO プロジェクトで得られた成果の活用状況や社会的・経済的裨益の把握、及び NEDO の業務運営改善等を目的として、終了した NEDO プロジェクトを対象に追跡調査・評価を実施しております。本調査・評価への協力については、契約約款もしくは交付規程の協力事項及び存続条項に記載されております。

追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願いいたします。

追跡調査・評価に関する問い合わせ先
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) 評価部 TEL : 0 4 4 - 5 2 0 - 5 1 6 1 FAX : 0 4 4 - 5 2 0 - 5 1 6 2

追跡調査・評価の進め方

終了翌年度 終了直後調査	研究開発の進捗状況及び NEDO プロジェクト実施時のマネジメントに関するアンケート調査 1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別） 2) プロジェクト実施の成果及び効果（成果達成度、製品化・上市予定等） 3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後のマネジメント
----------------------------	---



2, 4, 6 年後 簡易追跡調査	プロジェクト終了後の研究開発進捗状況に関するアンケート調査 1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別） 2) プロジェクト実施の効果（売上、波及効果等）
---------------------------------	---



終了翌年度 2, 4, 6 年後 詳細追跡調査 ※企業のみを対象	終了直後調査及び簡易追跡調査の結果、新たに「製品化・上市段階に至った企業」、「中断・中止した企業」を対象にした詳細調査（アンケート、必要に応じてヒアリング） 1) 成果の詳細な把握（製品化・上市事例、派生技術、標準化等） 2) 製品化・上市、中止、中断に至った経緯 3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後、終了後のマネジメント
--	--

追跡評価	NEDO プロジェクトの効果や改善点の評価 方法：研究評価委員会及び分科会における評価 観点：1) 国民への説明責任の履行 2) NEDO 業務運営の改善 3) 技術開発戦略への反映
-------------	---

【調査期間】

プロジェクト終了後、原則 5 年後までの状況を調査（6 年間の調査）。

プロジェクトによっては、6 年を超える状況を調査させていただく場合がございます。

【調査対象】

- ① NEDO からの資金を得てプロジェクトに参加した機関（委託先、助成先、再委託先等）です。また、当該機関が複数の機関等によって構成されている場合（技術研究組合等）は、各構成機関も調査対象となります。
- ② プロジェクト終了前に実施体制から外れた機関についても、原則、調査対象となります。
- ③ 調査対象機関が保有するプロジェクトの成果が第三者に承継された場合（法人間の合併、事業承継等）は、承継先機関が調査対象となります。

「追跡調査・評価」に関する補足事項

Q. 追跡調査・評価とは何ですか

- A. NEDO プロジェクト開発成果のその後を把握するため、プロジェクト実施者に対し、プロジェクト終了後5年後までの動向（調査は6年間）についてアンケートやヒアリングを実施しており、これを追跡調査と呼んでいます。実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。

Q. どのプロジェクトが対象なのですか

- A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際実証事業や導入普及事業は除きます。

なお、研究開発プロジェクトの実施者であっても、以下に該当する機関は調査対象外となります。

- ① 研究開発要素の少ないもの、例えばLCA評価や市場調査等を実施した機関
- ② 外注先や請負先等
- ③ NEDOが研究開発の委託や助成を行っていない機関（委員会委員が所属する機関、サンプル提供先の機関、助言等による研究協力を行った機関等）

Q. 何のためにやるのですか

- A. NEDO プロジェクトは国民の税金で賄われていますので、NEDO プロジェクトが及ぼした経済的・社会的効果等を把握し、国民の皆様に説明する責任があります。また、NEDOの技術開発マネジメントの改善や技術開発戦略への反映も目的として実施しています。

Q. 具体的に何をすればよいのですか

- A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者をご連絡下さい。プロジェクト終了後1、2、4、6年目に追跡調査担当者宛にメールでアンケート調査の依頼を行います。アンケートへの回答はWeb上で行っていただきますので、御回答願います。

また、製品化を達成した場合や事業を中止・中断した場合には、その状況や要因を確認させていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査（一部の企業等）にも御協力願います。

－ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について －

2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況について記載ください。

※提出時点を基準としてください。

法人名	常時雇用する労働者数	認定状況及び取得年月日(認定が何も無い場合は無しと記入)
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定1段階(〇年〇月〇日)
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定行動計画(〇年〇月〇日)、 プラチナくるみん認定(〇年〇月〇日)
〇〇株式会社	〇名	ユースエール認定

※必要に応じて、適宜行を追加してください。

※証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

【加点対象認定】

(参考: 女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>)

認定等の区分	
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定・プラチナえるぼし認定企業)	1段階目 ^{※1}
	2段階目 ^{※1}
	3段階目 ^{※1}
	プラチナえるぼし ^{※2}
	行動計画 ^{※3}
次世代法に基づく認定 (くるみん認定・プラチナくるみん認定)	くるみん(旧基準) ^{※4}
	くるみん(新基準) ^{※5}
	プラチナくるみん
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定)	

※1 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定

※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定

※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定